国籍法の一部を改正する法律（平成20年12月12日 法律 第88号）

|  |  |
| --- | --- |
| **改正前の国籍法３条１項** | **改正後の国籍法３条１項** |
| **第３条**（ 準正による国籍の取得）  １　父母の婚姻及びその認知により嫡出子たる 身分を取得した子で２０歳未満のもの（日本国 民であつた者を除く。）は、  認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。  ２　前項の規定による届出をした者は、その届出の 時に日本の国籍を取得する。 | **第３条**（ 認知された子の国籍の取得）  １　父又は母が認知した子で２０歳未満のもの （日本国民であつた者を除く。）は、  認知をした父又は母が子の出生の時に日本国民であつた場合において、その父又は母が現に日本国民であるとき、又はその死亡の時に日本国民であつたときは、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。  ２ 前項の規定による届出をした者は、その届出の 時に日本の国籍を取得する。 |